

令和元年 8 月 29 日

令和元年 8 月の前線に伴う大雨により
被害を受けた方々への支援について

この度の令和元年 8 月の前線に伴う大雨により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用市町村にお住まいのお客様に対し、お届出印鑑の喪失等の被害について、可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

佐賀県：佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、
嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、
三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、
杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上